

# 森林環境譲与税の活用に向けた基本的な考え方について

令和 元 年 9 月

北 見 市



## 1. 森林環境税及び森林環境譲与税について

国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、国民皆で森林を支える仕組みとして創設された。

森林環境税は、令和6年度より課税され、また、森林環境譲与税については、本年4月1日施行の森林経営管理法の施行と合わせ、本年度から導入されることとなり、各都道府県、市町村に譲与される。

## 2. 市における森林整備等の現状について

本市の森林面積は94,497haで、総面積の66%を占めており、そのうち民有林面積は35,197ha（公有林5,606ha、私有林29,591ha）である。

市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで、国や道の森林整備事業予算や市単独予算などにより、森林の整備を進めてきたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や、森林所有者の不在村化、相続による世代交代などにより、整備の行き届かない森林の増加が懸念される。

このため、市としての森林環境譲与税の活用に向けた基本的な考え方を整理し、その考え方により、適切な森林の整備やその促進につながる取組みを計画的かつ効果的に進める。

## 3. 森林環境譲与税の活用に向けた基本的な考え方について

森林環境譲与税は、森林の整備及びその促進に関する施策の財源として譲与されるものであることから、その趣旨に基づき基本的な考え方を整理し、下記の4点を中心に市の取組みを進める。

また、基本的な考え方については、当面、令和6年度から施行される森林環境税までの、令和元年度から令和5年度の期間とし、今後実施する事業等の検証、及び増加する譲与額に対し、効果的な事業が行われるよう基本的な考え方について見直しを行う。

### ① 森林整備の推進

本市の私有林では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は概ね4割を占めており、市内全域を対象とした森林経営計画により計画的な森林の整備が進められている。

すでに森林経営計画を作成している森林については、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林となるよう、国・道による既存の森林整備事業、また、森林環境譲与税を活用した新たな森林整備事業等の実施により取組みを進める。

しかし、森林経営計画が作成されていない等の、森林の整備が行き届かない森林所有者が存在していることから、その森林所有者に対し、森林経営管理法に基づく意向調査を実施し、森林経営計画作成者への委託等による森林経営計画の作成を促進し、計画的な森林の整備を推進する。

## ② 人材育成・担い手確保

市内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業者登録制度に登録している事業者は 19 社あるが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にある。

このため、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善、高性能林業機械等の導入による軽労化など、林業就業者の安定確保に向けた取組みを進める。

## ③ 木材利用の促進

市内及び近隣のオホーツク東部管内には、豊富な森林資源を背景に合板工場、製材工場や集成材工場があり、木材産業も盛んな地域となっている。

これまでも、地域材活用の取組みを行ってきたが、森林資源の循環利用促進のため、より一層の地域材活用の推進が重要であることから、市内の公共施設や民間施設の木造化・木質化を進めるとともに、木材加工流通施設等の整備や、林地未利用材の効率的な集荷方法の確立、木質バイオマスの利用促進等、木材利用促進の取組みを進める。

## ④ 普及啓発

森林は、土砂災害の防止や水源涵養、生物多様性の保全など多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」であることから、森林を整備する必要性などについて、森林環境教育や地域材の展示等により、理解の促進を図る。